

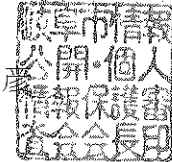


10-26

岐阜市行政第403号  
平成24年3月27日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・  
個人情報保護審査会  
会長 幅 隆



公文書公開請求に対する一部公開処分に関する  
不服申立てについて（答申）

平成19年2月2日付け岐阜市ま開第219号で諮問のあった岐阜市長が行った一部公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規係

## 答 申

### 第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が行った平成18年12月18日付け岐阜市ま開第166号による公文書公開請求に対する一部公開処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

「平成18年12月18日付け岐阜市ま開第166号による公文書公開請求決定通知書記載の処分を取り消す。再度、正しい情報公開を実施する。」との決定を求める。

#### 2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する異議申立ての理由の要旨は、異議申立書によれば、次のとおりである。

「公文書公開請求決定通知書」と決裁書類の内容を確認したところ、起案日は平成18年9月26日で、起案者は、まちづくり推進部開発指導調整室の担当者の林嘉彦副主幹であった。今回の情報公開の書類には、同室長、まちづくり推進部長等の決裁を経て、助役までの決裁文書しか含まれていなかった。

岐阜市事務決裁規則（昭和46年岐阜市規則第32号。以下「規則」という。）第3条の2（市長決裁事項）では、「次に掲げる事項は、市長の決裁を受けなければならない。」とされており、次に掲げる事項として、第12号には「不服申立て、訴訟等の争訟並びに和解、あっせん、調停及び仲裁に関するもの」と規定されている。

今回の事案については、市長の決裁に関する書類が、全く、不足していることになる。

当然、市長は規則を、常に遵守されているので、市長の決裁文書は必ず存在する。

よって、その市長の決裁関係書類の追加の公開を求める。

### 第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での陳述によれば、次のとおりである。

異議申立人は、公開された決裁文書には助役までの決裁しかなく、規則第3条の2の規定により、不服申立てに関することは市長決裁とされているので、別に市長決裁がされたものがあるはずだから、市長決裁の書類が公開されていないとして異議を申し立てている。

実施機関は、規則第3条の2の規定は、市長の判断を仰ぐ特に重要なものについて適用する運用をしていたため、平成18年9月29日付け決定書

に係る決裁は助役決裁としており、公開した助役決裁以外の公文書は存在しない。

なお、規則第3条の2第12号はこの運用に合わせて平成20年に改正されており、「不服申立て、訴訟等の争訟並びに和解、あっせん、調停及び仲裁に関するもの」という規定は「市等がその当事者である訴訟等の争訟並びに和解、あっせん、調停及び仲裁に関するもの」に改められ、別表第1に「行政不服審査法に基づく不服申立てに対する決定又は裁決等」の専決者は副市長とする規定が追加された。

#### 第4 当審査会の判断

- 1 異議申立人は、規則第3条の2第12号に基づき不服申立てに関する市長決裁の文書が存在するはずであるから公開すべきである旨主張するので、この点について判断する。

規則第3条の2第12号には市長決裁事項として「不服申立て、訴訟等の争訟並びに和解、あっせん、調停及び仲裁に関するもの」と規定されており、規定を文言どおり解釈すると不服申立てに関するものとして市長決裁の文書が存在すると読み取ることができる。

しかし、実施機関によれば、規則第3条の2第12号の規定は、市長の判断を仰ぐ特に重要なものについて適用し、不服申立てに対する決定については、助役の専決事項とする運用をしていたとのことであり、これをより明確にするために、平成20年の規則改正によって同条項が「市等がその当事者である訴訟等の争訟並びに和解、あっせん、調停及び仲裁に関するもの」に改められ、別表第1に「行政不服審査法に基づく不服申立てに対する決定又は裁決等」の専決者は副市長とする規定が追加されたとのことである。

平成18年当時の規則に基づかない決裁行為の運用には疑義があるが、公開された決裁文書の体裁からも、実施機関が実際には上記の運用をしていたものと推測でき、異議申立人が公開を求める不服申立てに関する市長決裁の文書の存在をうかがわせる事情があるとは認められず、本件処分は妥当である。

- 2 上記の理由により、第1のとおり判断する。

なお、異議申立人から口頭での意見陳述を希望する旨の申立てはあるものの、2回に渡り意見陳述の機会を付与したにもかかわらず、審査会への出席及び内容に関する意見陳述書の提出がなされなかったため、やむを得ず異議申立人からの陳述が無いまま答申するに至ったものである。

#### 第5 審査会の審査経緯等

平成18年	12月4日	公文書公開請求
	12月18日	実施機関の一部公開決定
平成19年	1月12日	異議申立て

	2月2日	諮問
平成23年	12月22日	陳述書提出
	12月28日	異議申立人に陳述書の写しを送付
平成24年	2月20日	審査会開催。実施機関から意見聴取
	3月27日	審査会開催。答申